

政策広報

関東地方整備局

第191号

関東の魂

◆ 目次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 「みんなで一緒にあらかわろう！」プロジェクト
全国初!!『荒川デジタルツイン構築運用方針』を策定 ～あらゆる関係者の働き方の変容を促進します～
- 2 ～大規模地震、洪水などの災害に備えて～ 「災害対策用機器の操作講習会」を実施します。
- 3 関東地方整備局・地方公共団体・関係団体による課題研究発表を行います。
～令和4年度スキルアップセミナー関東を開催～
- 4 大雨時等の通行規制にご協力ください。 ～お出かけ前に、雨量規制情報等の確認を～
- 5 建設現場の遠隔臨場を本格的に実施します ～令和4年度関東地方整備局の実施方針を策定～
- 6 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用について 国道17号渋川市半田地先にて
～緊急避難場所の第1号が完成～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 「令和3年度交通の動向」及び「令和4年度交通施策」（交通政策白書）について
- 2 令和4年版「土地白書」の公表について
- 3 令和4年版「首都圏白書」をとりまとめました（令和3年度首都圏整備に関する年次報告）
- 4 正しく使おうブレーキホールド ～正しい操作方法や誤った操作の動画を作成・公表しました～
- 5 道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました ～踏切道での安全対策～
- 6 空き家・空き地バンク未設置の自治体向け「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を策定！
- 7 所有者不明土地等対策に関する最新の基本方針・工程表を決定
～第10回所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催結果～
- 8 令和4年度推奨技術等を6技術選定 ～公共工事等における新技術活用システムの取組～
- 9 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」等を閣議決定
- 10 「入契法適正化指針」の一部変更について（閣議決定）
- 11 今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について

8.おわりに	これまでアジャイル開発手法を採用してDXに取り組んでおり、今後も引き続きアジャイルに見直しを行っていきます。
9.荒川DX勉強会	荒川DX勉強会の開催状況、メンバーを記載しています。
10.別添	本運用方針に基づき、業務や工事において受注者様に求める必要な事項をまとめたリクワイヤメント(要求書)などを添付しています。
<URL> https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00994.html	

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000321.html

2. ～大規模地震、洪水などの災害に備えて～ 「災害対策用機器の操作講習会」を実施します

荒川上流河川事務所
二瀬ダム管理所

国土交通省では、震災や洪水などの災害発生時、迅速に災害復旧を行えるよう排水ポンプ車や照明車など災害対策用の機器を配置しています。

地方公共団体からの要請により、派遣も行っているため、国土交通省職員だけでなく、地方公共団体職員や災害協定会社※と共に訓練を実施します。

※災害が発生した場合に応急復旧業務に協力して頂く会社

日時：6月23日(木) 10時20分～11時50分 地方公共団体
14時00分～16時20分 国土交通省職員

会場：埼玉県さいたま市桜区田島 貯水池機場(荒川第一調節池内)

講習機器：(1)排水ポンプ車、(2)照明車、(3)衛星小型画像伝送装置(Ku-SATII)]

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000392.html

3. 関東地方整備局・地方公共団体・関係団体による課題研究発表を行います。 ～令和4年度スキルアップセミナー関東を開催～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、関東地方整備局・地方公共団体・関係団体の職員により課題研

究の発表を行うスキルアップセミナー関東をハイブリッド方式（会場＋オンライン）で開催します。また、6月24日（金）午前には、東京大学 准教授長井宏平氏による特別講演を行います。

〈実施概要〉

日時： 令和4年6月23日（木）、24日（金）

場所： ハイブリッド方式（会場：さいたま新都心合同庁舎2号館5階＋オンライン）

概要： 6月23日（木）

開会式、課題研究発表（一般（安全・安心）I（防災）部門、
一般（安全・安心）II（維持管理）部門、一般（活力）部門、イノベーション部門、
アカウンタビリティ部門、行政マネジメント部門、ポスターセッション）

6月24日（金）

特別発表、特別講演、表彰式、閉会式

聴講： 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、さいたま新都心合同庁舎職員以外はオンラインでの聴講となります。

（参考）令和4年度スキルアップセミナー関東

<https://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/index00000023.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000940.html

4. 大雨時等の通行規制にご協力ください。 ～お出かけ前に、雨量規制情報等の確認を～

長野国道事務所

長野国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため、管内に6箇所の事前通行規制区間を設けています。

各事前通行規制区間では、連続雨量※が基準を超えた場合、災害発生の可能性が高まると判断し、規制区間内の通行止めを行います。

また、現在災害復旧工事を実施中の区間についても、今後の大雨等の影響により通行止めになる可能性があります。※「連続雨量」とは、雨の降り始めからの降雨量の累計です。

《事前通行規制区間及び通行規制基準値》

(1) 国道18号長野市豊野町川谷～上水内郡飯綱町倉井(2.0キロメートル)

【基準値：150ミリメートル(連続雨量)】

(2) 国道19号東筑摩郡生坂村池沢～長野市大岡甲(17.7キロメートル)

【基準値：130ミリメートル(連続雨量)】

(3) 国道19号長野市信州新町日原西日名～長野市信州新町大原(2.3キロメートル)

【基準値：130ミリメートル(連続雨量)】

(4) 国道19号長野市信州新町上条杖突～長野市七二会笹平(8.7キロメートル)

【基準値：130ミリメートル(連続雨量)】

(5) 国道19号長野市篠ノ井秋古～長野市安茂里小市(3.5キロメートル)

【基準値：130ミリメートル(連続雨量)】

(6) 国道20号諏訪郡富士見町下蔦木～諏訪郡富士見町富士見(7.7キロメートル)

【基準値：150ミリメートル(連続雨量)】

《災害復旧工事実施中区間及び通行止めの基準》

(7) 国道19号長野市篠ノ井小松原地先の地すべり災害区間

【通行止めの基準】

1) 雨量計が60分雨量が20ミリメートルもしくは連続雨量が80ミリメートルを超えた場合

2) 現地に設置した伸縮計で毎時2.0ミリメートル以上の変位量を計測した場合

3) 監視カメラによる監視で地すべりの兆候などの異常が確認された場合

(8) 国道19号長野市信州新町水内地先における路面沈下区間

現地に設置した伸縮計で毎時2.0ミリメートル以上の変位量を計測した場合

◆大雨等異常気象時に道路を利用される方は、降雨状況、規制情報を事前にご確認いただき、安全に留意してご利用いただきますようお願いいたします。

長野国道事務所のホームページ、ツイッターでも道路情報が確認できます。

ホームページ：<https://www.ktr.mlit.go.jp/nagano/>

公式ツイッター情報：https://twitter.com/mlit_nagano/

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/nagano_00000425.html

5. 建設現場の遠隔臨場を本格的に実施します ～令和4年度関東地方整備局の実施方針を策定～

関東地方整備局

関東地方整備局では、受発注者の建設現場の働き方改革や生産性の向上を目的に、令和2年度より建設現場の遠隔臨場の試行に取り組んでいます。令和3年度は514件で実施し、現場への移動時間の短縮や立会に伴う受注者の待ち時間の短縮などの効果が確認されているところです。

令和4年3月29日に国土交通省大臣官房技術調査課が、遠隔臨場の実施要領(案)(以下、本省要領)を策定し、令和4年度から本格的な実施に移行することが示されたことを踏まえ、この度、関東地方整備局における遠隔臨場の実施方針を策定しましたのでお知らせします。

■ 関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の実施方針

関東地方整備局では、令和4年の遠隔臨場の試行方針を先行して本年1月に策定し公表

したところですが、本省要領を踏まえ、新たに以下の方針を策定しました。

◇令和4年6月よりすべての工事を対象に本格的な実施に移行します。

(本年1月に先行して策定した方針と同じです。)

ただし、規模の小さい工事は工事内容を踏まえて遠隔臨場の実施を判断することとします。

- ・工事発注規模が1億円以上の工事は、原則、発注者指定型により全て実施
- ・工事発注規模が1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待できる工事を、発注者指定型により実施

なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、発注者指定型により実施も可能。

※発注者指定型：実施にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式

◇使用する機器メーカーにより、発注者側のセキュリティ上の関係で監督職員のパソコンに通信が出来ない場合は受注者が別途パソコンを準備していました。

今回、発注者側の標準的な通信環境の仕様を示すことで、通信接続問題の解消の一助になり、また民間の技術開発の発展・促進につながることに期待します。

今後は、アンケート調査などを通じ、電気、機械など土木工事以外の工種についても適用性を確認することや、通信環境が悪い地域での導入に向けた課題解決など、適宜フォローアップを実施していく予定です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_0000937.html

6. 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用について 国道17号渋川市半田地先にて ～緊急避難場所の第1号が完成～

高崎河川国道事務所
渋川市

国土交通省高崎河川国道事務所では、道路高架区間等の緊急避難場所としての活用について、県内各市町村のご意見を伺い緊急避難場所の整備を行っています。

このたび渋川市半田地先にて緊急避難場所が完成しました。

○緊急避難場所：渋川市半田 3332-1 地先 【現地】

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_0000536.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「令和3年度交通の動向」及び「令和4年度交通施策」（交通政策白書）について

令和4年版の交通政策白書が本日6月10日に閣議決定されました。

新型コロナウイルス感染症の影響を含めた交通の動向や交通に関する施策を紹介するほか、「ポストコロナへ対応した交通・物流の新たな動き」をテーマとして取り上げています。

交通政策白書は、交通政策基本法（平成25年法律第92号）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策並びに交通に関して講じようとする施策について、毎年、国会に報告するものです。

概要等については、以下のとおりです。

<概要>

本白書は、以下の4部構成となっています。

第1部 交通の動向

交通を取り巻く社会・経済の動向、各分野の交通の輸送量・ネットワーク・交通事業の動向や新型コロナウイルス感染症の影響について整理。

第2部 ポストコロナへ対応した交通・物流の新たな動き【テーマ章】

長期化するコロナ禍での社会・交通の変化や、交通事業者への影響を考察した上で、ポストコロナに向けた交通分野の取組を紹介。

第3部 令和3年度交通に関して講じた施策/第4部 令和4年度交通に関して講じようとする施策

「交通政策基本計画」に盛り込まれた施策の進捗状況や今後の取組方針を整理。

【資料】

- ・令和4年版交通政策白書について
- ・「令和3年度交通の動向」及び「令和4年度交通施策」（要旨）
- ・「令和3年度交通の動向」及び「令和4年度交通施策」

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000268.html

2. 令和4年版「土地白書」の公表について

令和4年版の土地白書が本日6月10日に閣議決定されました。

本年の白書は、人口減少社会における所有者不明土地対策等の取組状況や、今般の所有者不明土地法の改正と関連施策の動向について取り上げております。

土地白書は、土地基本法（平成元年法律第84号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策並びに土地に関して講じようとする基本的な施策について、毎年国会に報告しているものです。

概要等は以下のとおりです。

<概要>

土地白書は、第1部から第3部までの構成となっています。

- 第1部第1章では、令和3年度における地価を始めとする不動産市場等の動向や、土地問題に関する国民の意識調査結果等を報告しています。

第1部第2章では、人口減少社会における所有者不明土地対策等の取組状況や、今般の所有者不明土地法の改正と関連施策の動向について報告しています。

- 第2部では、令和3年度に政府が土地に関して講じた基本的施策について報告しています。
- 第3部では、令和4年度に政府が土地に関して講じようとする基本的施策について報告しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00040.html

3. 令和4年版「首都圏白書」をとりまとめました (令和3年度首都圏整備に関する年次報告)

令和4年版の首都圏白書が本日6月10日に閣議決定されました。
本年は「首都圏における脱炭素社会の実現に向けた取組」をテーマに取り上げ、現状分析や各地で取り組まれている事例等を紹介しています。

首都圏白書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、毎年国会に報告しているものです。
令和4年版の首都圏白書の概要は、以下のとおりです。

<概要>

- 第1章では、「首都圏における脱炭素社会の実現に向けた取組」をテーマとして、「テレワーク拡大を活かした環境負荷低減」、「エネルギーの面的利用の高度化」、「まちづくりや土地利用による脱炭素化」といった内容で、脱炭素に資する首都圏の取組等について整理・分析し、対応する事例を報告することで、更なる取組の横展開を促していきます。

[白書で取り上げた主な内容]

【テレワーク拡大を活かした環境負荷低減】

車通勤の減少によるCO2削減量の試算

【エネルギーの面的利用の高度化】

日本橋室町地区におけるエネルギー供給事業

【まちづくりや土地利用による脱炭素化】

栃木県宇都宮市における連携・集約型のネットワーク型コンパクトシティ

- 第2章では、首都圏整備計画の実施状況として、人口、産業機能等の動向、生活環境や社会資本の整備状況等を報告しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000090.html

4. 正しく使おうブレーキホールド

～正しい操作方法や誤った操作の動画を作成・公表しました～

近年、自動車を停車後にブレーキペダルを離してもブレーキが効いたままになる「ブレーキホールド」という装置が搭載された車両が販売されています。

この装置は、正しく使用されれば運転者の疲労が軽減され事故防止に繋がりますが、誤った操作を行ったり機能を過信したりすると事故が発生するおそれがあります。ブレーキホールドの取扱説明書を読み、作動条件等を正しく理解して、使用してください。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご利用いただくための啓発動画を作成し、本日 YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 「ブレーキホールド」とは

交差点や渋滞時にブレーキペダルを踏んで停車後にブレーキペダルを離してもブレーキが効いたままになる装置です。渋滞や信号待ちなどでの停車中に運転者の負担を軽減してくれる便利な機能です。

※自動車メーカーによって、オートブレーキホールド、ブレーキオートホールド等様々な呼び方があります。

2. 正しい使用方法

スイッチを入れる。

センターディスプレイ内に「作動準備」を示す表示が点灯する。

車両を停止させると表示が「作動準備」から「作動中」に変わる。

「作動中」の表示を確認した上でブレーキペダルから足を離す。

※作動中の表示方法は車種によって異なるため、取扱説明書で表示が示す意味を正しく理解して下さい。

3. 使用する上での注意点

ブレーキホールドは、アクセルペダルを踏んだ場合には解除されます。また、故障していない場合でも、急な坂路では作動しないことがありますので、取扱説明書でブレーキホールドの作動条件を正しく理解して使用するようして下さい。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004417.html

5. 道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定しました

～踏切道での安全対策～

国土交通省では、踏切道での安全対策のため、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しました。

本年4月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる痛ましい事故が発生しました。

今般、視覚障害者団体、学識経験者のご意見を伺い、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定しましたのでお知らせします。

具体的な改定内容としては、

・踏切手前部での視覚障害者誘導用ブロックの設置を標準的な整備内容
・踏切内での表面に凹凸のある誘導表示等の設置を望ましい整備内容
として位置付けることとしました。

なお、改定後のガイドラインの全体版は下記の URL で公表しています。

【道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和 4 年 6 月）】

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/kijun/pdf/all.pdf>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001563.html

6. 空き家・空き地バンク未設置の自治体向け「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を策定！

空き家・空き地バンクを設置していない自治体向けに、その設置・運営の参考として「空き家・空き地バンク導入のポイント集」を策定しましたので、お知らせします。

地方自治体が空き家対策として設置・運営している空き家・空き地バンクは全国の約 7 割の自治体が既に設置済みです。

一方で、未設置の自治体のうち、特に人口規模の小さい自治体は予算、人員等が不足し設置できていない状況がうかがえます。

そのため、空き家・空き地バンクの未設置自治体向けに、先行自治体の取組例などを盛り込んだ空き家・空き地バンクの設置・運営に関するポイント集を策定しました。

本ポイント集の周知により、現在未設置の自治体の空き家・空き地バンクの設置・運営を促進します。

詳細は別添をご覧ください。

<空き家・空き地バンクとは>

「空き家・空き地バンク」とは、各地方自治体等が空き家や空き地の情報を WEB サイトを活用する等により利活用希望者に紹介している取組です。

自治体が把握・提供している空き家・空き地の情報について自治体を横断して簡単に検索できるよう国土交通省が構築した「全国版空き家・空き地バンク」に関する情報

については、以下の国土交通省 HP「空き家・空き地バンク総合情報ページ」をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00037.html

7. 所有者不明土地等対策に関する最新の基本方針・工程表を決定 ～第 10 回所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催結果～

「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」が開催され、所有者不明土地等対策の新たな基本方針及び工程表が決定されました。

- 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」は、所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、平成30年1月に設置されたものです。
- 今般、以下のとおり第10回会議が持ち回り開催され、所有者不明土地等対策のための新たな基本方針及び工程表の改定が決定されましたので、お知らせします。

1. 概要

日時：令和4年5月27日（金）（持ち回り開催）

議事：（1）各省の検討状況等について
（2）基本方針（案）について

資料：資料1-1 国土交通省提出資料（所有者不明土地対策と空き家対策の今後の対応及び地籍調査の加速化）

資料1-2 法務省提出資料（令和3年民事基本法制の見直しの施行準備等）

資料1-3 総務省提出資料（所有者不明土地問題における住基ネットの活用推進）

資料2-1 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（案）

資料2-2 所有者不明土地等問題 対策推進の工程表（案）

※ 会議資料は、内閣官房のホームページに掲載されます。

URL：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/index.html>

2. 国土交通省提出資料の概要

負の不動産となりうる所有者不明土地や空き家について、それぞれの対策の一層の連携強化を図りつつ、発生予防、管理の適正化、利活用の円滑化に向けた取組の強化を図っていきます。

また、地籍調査の加速化に向けて、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年（令和6年度）を見据え、地方整備局等と連携した「自治体キャラバン」の実施等で現場の課題を把握し、必要な改善措置を講じます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00036.html

8. 令和4年度推奨技術等を6技術選定

～公共工事等における新技術活用システムの取組～

国土交通省では、有用な新技術の活用促進を図るため、令和4年度推奨技術等を合計6技術選定しました。

公共工事等における新技術活用システムは、民間企業等により開発された新技術を、公共工事等において積極的に活用していくためのシステムです。

システムの中核となる新技術情報提供システム（NETIS）により、新技術の情報収集と共有、国土交通省工事等での新技術活用効果の評価等を行っています。

その中で、優れた新技術の活用促進を図るため以下のとおり推奨技術等を選定しました（別添1、2参照）。

【選定技術一覧】

令和4年度推奨技術

- [1] HK-150004-VE Single i 工法（シングル i 工法）
- [2] CB-160026-VE SAVE コンポーザーHA

令和4年度準推奨技術

- [1] KK-130026-VE 走行型高速3Dトンネル点検システムMIMM(ミーム)
- [2] CB-170026-VE E G y 防水コネクタ
- [3] SK-170006-VE P P T システム®
- [4] KT-170030-VE 杭・地盤改良施工情報可視化システム

評価促進技術

○推奨技術

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術

○準推奨技術

公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術で、推奨技術と位置づけるためには更なる発展を期待する部分がある新技術

○評価促進技術

他機関等の実績に基づき、公共工事等に関する技術水準等を高めることが見込める技術

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000894.html

9. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」等を閣議決定

第208回国会において成立した、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」においては、応急仮設建築物等の存続期間等の延長に関する建築基準法等の改正が設けられているところ、その施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第208回国会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号。以下「第12次地方分権一括法」という。）が成立し、令和4年5月20日に公布されました。

第12次地方分権一括法においては、応急仮設建築物等の存続期間等の延長を可能とするための建築基準法等の改正が含まれているところですが、その施行に当たり、その施行期日を定めるとともに、施行に必要な規定の整備を行う必要があります。

2. 政令の概要

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る建築基準法等の改正の施行に当たり、

- [1] 応急仮設建築物等の存続期間等の延長については、特定行政庁（建築主事を置く地方公共団体の長）が行うこととされているところですが、存続等に係る許可と同様に、限定的な権限を有する建築主事を置く市町村においては、一定の小規模建築物に限り、当該市町村の長（限定特定行政庁）が行うこととしました。

- [2] その他所要の形式的改正を行うこととしました。

(2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令
応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る建築基準法等の改正については、令和4年5月31日から施行することとしました。

3. スケジュール

公布日:令和4年5月27日(金)

施行日:令和4年5月31日(火)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000925.html

10. 「入契法適正化指針」の一部変更について(閣議決定)

共同企業体の類型としての復旧・復興JV、建設発生土の適正処理の推進のための取組、資材価格の高騰を踏まえた適切な契約変更の実施などの内容を盛り込んだ「入契法適正化指針」の一部変更が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

公共工事の発注にあたっては、激甚化・頻発化する災害への対応力の強化、建設発生土の適正処理の推進、資材等の価格高騰への対応のための公共工事の受発注者間の適切な価格転嫁、ダンピング対策等の取組の徹底などが急務となっています。

こうした背景を踏まえ、公共工事の発注者が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(入契法適正化指針・平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日最終変更)について所要の変更を行いました。

2. 概要

(1) 復旧・復興JV、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として被災地域内外の建設企業で構成される**復旧・復興JV**を追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、指定利用等の取組や適切な費用負担の徹底に向け
 - ・設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に**建設発生土の搬出先に関する情報**を明記
 - ・予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を明記

(2) 適切な契約変更

- 受発注者間で適切な価格転嫁が行われるよう、契約変更の必要性が生じうる事情の例示に**資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等**を明記

(3) その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等を適正な水準で設定**することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者によるCCUS活用促進の取組**について追記

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

11. 今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について

出水期を迎えるにあたり、住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方を改善します。

住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方を改善するため、有識者で構成される「防災気象情報の伝え方に関する検討会」において、令和3年度にかけて課題や改善策を検討いただきました。

気象庁と水管理・国土保全局では、これらの検討結果を踏まえ、これまでも防災気象情報の改善の取組を行ってきたところですが、避難をはじめとする防災対策により一層役立つよう、今出水期から別紙の取組を進めていきますのでお知らせします。

【主な取組】

- ・ 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ
- ・ キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
- ・ 大雨特別警報（浸水害）の指標の改善
- ・ 指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表 等

これらの取組を通して、住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるような情報発信、リスクコミュニケーションにつとめていきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。